

府情個第33号  
平成21年3月23日

レペタ・ローレンス様

情報公開・個人情報保護審査会



### 補充理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付いたします。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

#### 1 諒問事件

諒問番号：平成20年（独情）諒問第100号

事件名：平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実績報告書等の一部開示決定に関する件

#### 2 意見書又は資料の提出期限等

##### ① 提出期限

平成21年4月14日（火）

##### ② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができるので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので、ご了承願います。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話 03-5501-1732

FAX 03-3502-0035



事務連絡  
平成21年 3月23日

情報公開・個人情報保護審査会事務局 御中

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構  
統括部 総務課

### 補充理由説明書の提出について

下記の諮問事件について、別紙のとおり、補充理由説明書を提出します。

記

諮問番号：平成20年（独情）諮問第100号

事件名：平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実施報告書等の一部開示決定に関する件



担当：統括部総務課課長補佐（工藤）

連絡先：（住所）〒305-8517

茨城県つくば市観音台3-1-1  
(電話) 029-838-7951 (直)

## 補充理由説明書

諮詢庁は、平成20年6月27日付け平成20年（独情）諮詢第100号について、下記のとおり、不開示理由等を補充して説明いたします。

### 記

I 異議申立人の開示請求文書に記載された「川田元滋氏、矢頭 治氏、平八重一之氏及び大島正弘氏によるすべての実験ノート、あるいは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリー記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他の名称のいかんを問わず実験の生データ（raw data）を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）」に該当する文書の特定について

#### （補充説明）

掲題の書類については、貴審査会に提出させていただいた「諮詢理由説明書」において申し上げたとおり、当法人は法人文書として一切管理・保有していない。そのため、当法人が川田元滋氏、矢頭 治氏、平八重一之氏及び大島正弘氏4氏に問い合わせをし、4氏が在室している研究室内の探索を要請したところ、矢頭氏及び平八重氏より、異議申立人の開示請求文書に記載された「実験の生データ（raw data）を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）」として存在が確認できたのは、当法人の研究に携わる研究員らの間で通常「実験ノート（なお、「実験ノート」と題する記録媒体の保存形式・形態は研究者毎、各人各様であるとのことであるが、上記各人において、保存形式・形態の如何を問わず「実験ノート」と呼ばれる情報群については、特定できている）」と呼ばれているものしかないとの回答を得たので、当該「実験ノート」として特定した。

なお、既に諮詢理由説明書にて述べたとおり、当法人としては当該「実験ノート」は法人文書として取り扱っていない。そして、矢頭氏及び平八重氏も「農研機構に対して実験ノートを無条件で提出することは、全くの第三者に使途や守秘義務等について合理的措置が施し得ない状態でノートを無制限に開示することにもつながりかねない。そのような場合、今後の研究に支障を来すおそれがあるので、文書の特定には協力するものの、農研機構への提出については、当面見合せたい」等としたため、前記「実験ノート」を、法人文書として、当法人の管理に帰せしむることまではできなかった。

また、

- ① 川田元滋氏については、同氏は、開示請求の対象である「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」（以下「屋内栽培実験」という。）及び「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」（以下「隔離圃場栽培実験」という。）に係る実験結果の取りまとめ等を行ったにすぎず、実験自体を自ら実施した者ではないことから、「生デ

- ータ (raw data) を記録したすべての書類 (アナログデータ及びデジタルデータ)」を作成・保有していない
- ② 大島正弘氏については、屋内栽培実験及び隔離圃場栽培実験に関係しているため、当該実験に係る「生データ (raw data) を記録したすべての書類 (アナログデータ及びデジタルデータ)」は所有していないとのことであるので、申し添える。

## II 法人文書2の文書4及び文書5の不開示部分ごとの情報の内容、不開示の具体的な理由及び該当する条項等について

### (補充説明)

#### 1 文書4及び文書5の「3 物品購入実績」の「使用目的」

##### 1) 情報の内容

この情報は、研究の概要を集約したキーワードとなる文言が含まれた情報である。

##### 2) 不開示の具体的理由

この情報は、

(1) 研究の概要を集約したキーワードとなる文言一つが明らかになることによって、どのような研究を行って、何を開発しようとしているかなど、当法人が行っている研究・実験の内容を推知せしめる重要なヒントを与え、実験方法や実験結果を競争相手に知られることとなり、当法人が行う調査研究の能率的な遂行を不适当に阻害するおそれがあること

(2) 現在、新潟地方裁判所高田支部において係争中の隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号事件）の当事者としての手の内を明かすこととなり、訴訟の当事者としての地位を不适当に害するおそれがあること

から、不開示とした。

##### 3) 該当条項

法第5条第4号ニ

法第5条第4号ホ

#### 2 文書4及び文書5の「3 物品購入実績」の「備考」

##### 1) 情報の内容

この情報は、遺伝子組換え作物研究を実施している当法人の内部組織の名称に関する情報である。

##### 2) 不開示の具体的理由

遺伝子組換え作物研究については、一部にこれに強硬に反対する者もあり、当法人においても、現実に、中央農研北陸研究センターにおいては、平成17年8月から平成19年3月にかけて同研究センターに対し「GM試験農場・GM研究施設を破壊する」旨の脅迫状が届き（平成18年1月30日、上越警察署は、当法人の告訴を受理し、刑事事件として立件され捜査が開始された。）、同研究セ

ンターの円滑な調査研究に支障を來した。

したがって、遺伝子組換え作物研究を実施する内部組織が特定されることにより、同様の脅迫や研究への直接の妨害などを受けるおそれがあり、調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、不開示とした。

3) 該当条項

法第5条第4号ホ

3 文書4及び文書5の「別記1」の「組織名」

1) 情報の内容

この情報は、遺伝子組換え作物研究を実施している当法人の内部組織の名称に関する情報である。

2) 不開示の具体的理由

遺伝子組換え作物研究については、一部にこれに強硬に反対する者もあり、当法人においても、現実に、中央農研北陸研究センターにおいては、平成17年8月から平成19年3月にかけて同研究センターに対し「GM試験農場・GM研究施設を破壊する」旨の脅迫状が届き（平成18年1月30日、上越警察署は、当法人の告訴を受理し、刑事事件として立件され捜査が開始された。）、同研究センターの円滑な調査研究に支障を來した。

したがって、遺伝子組換え作物研究を実施する内部組織が特定されることにより、同様の脅迫や研究への直接の妨害などを受けるおそれがあり、調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、不開示とした。

3) 該当条項

法第5条第4号ホ

4 文書4及び文書5の「別記1」の「職名」及び「氏名」

1) 情報の内容

この情報は、ゲノム育種研究を実施している担当者の職名及び氏名に関する情報である。

2) 不開示の具体的理由

これらの情報は、一般に公開されていない個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、不開示とした。

3) 該当条項

法第5条第1号

5 文書4及び文書5の「別紙」の「実施研究課題名」

1) 情報の内容

この情報は、後記『6 文書4及び文書5の「別紙」の「事業の成果」』の内容を要約した情報であり、研究概要に関する重要なキーワードが含まれた情報である。

2) 不開示の具体的理由

後記『6 文書4及び文書5の「別紙」の「事業の成果」』の情報は、後述のとおり法第5条第4号ニ及びホによって不開示情報に該当するところ、当該「事

業の成果」の内容を要約した情報である「実施研究課題名」を開示すれば、実質的に本来不開示情報であるはずの「事業の成果」の情報を開示してしまうに等しいこととなるため、不開示とした。

3) 該当条項

法第5条第4号ニ

法第5条第4号ホ

6 文書4及び文書5の「別紙」の「事業の成果」

1) 情報の内容

この情報（以下「事業成果情報」という。）は、総じて、ゲノム育種研究の実施状況及び中間結果に関する情報であり、且つ現在進行中の研究に係わる情報である。

2) 不開示の具体的理由

(1) 不開示理由の概要

事業成果情報は、以下の理由により不開示が相当と判断した。

ア 法第5条第4号ホに該当する具体的な理由

a 特許権等の知的財産権に至る情報を含む営業秘密に該当する情報であること

b 研究上の試行錯誤の段階の情報であること

イ 法第5条第4号ニに該当する具体的な理由

訴訟（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号事件）に関する当事者の手の内が示されている情報であること

(2) 不開示理由の詳細

ア 事業成果情報の内容

事業成果情報には、①DNAマーカー選抜による遺伝子集積系統の育成、②遺伝子組換えによる実用的優良系統の育成に関する成果が記載されており、これらは、総じて、知的財産権に至る情報及び研究上の試行錯誤の段階の情報を含むものである。

また、これらは、現在、新潟地方裁判所高田支部において係属中の隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号事件）に関して、当法人の当事者としての手の内が示された重要な情報を含むものである。

イ 特許権等の知的財産権に至る情報を含む営業秘密に該当する情報の開示による不利益

当法人が遂行する「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」プロジェクトは、安全・安心な食料供給により食料自給率を向上させていくことが喫緊の課題となっている現在、当法人及び我が国農業にとって重要事業となっている。

そして、当法人は、農業、食品産業に関する技術開発を行う公的研究機関であることから、知的財産の権利化に積極的に取り組んでいる。

特許権成立の要件である「新規性」は、発明の内容が守秘義務を負わな

い第三者に現実に知得された場合に要件該当性を喪失するところ、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律は、開示を受けた者に対して守秘義務を課しておらず、開示を行った独立行政法人等は、開示を求める相手方に対して、開示情報の守秘を求めることができない。

したがって、仮に知的財産に至る情報が異議申立人のような守秘義務を負わない第三者に開示された場合、新規性を喪失し、当法人は当該情報にかかる発明について特許を取得することができなくなるとともに、当該情報を入手した競争相手等がこれを流用して引き続き研究を進め、当法人に先立って特許出願を行う可能性も否定できない。

また、仮に事業成果情報の一部が、厳密に特許権となるべき発明その他の知的財産権を構成するものでなかったとしても、事業活動に有用な情報であることに変わりはなく、当法人が秘密として管理し、当法人関係者以外に公然と知られている情報ではない以上、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当することには変わりない。

このように、事業成果情報が異議申立人をはじめ守秘義務を負わない第三者に開示された場合、これにより当法人関係者以外にも公然と知られた情報となり、同法上の営業秘密としての種々の法的保護を受けられなくなってしまう。

以上のように、知的財産に至る情報、不正競争防止法上の営業秘密に当たる情報が開示された場合、独創性や独自性・着眼点など研究者の持つ研究上の地位の先行性・優越性（以下「プライオリティ」という。）等が奪われ、研究意欲が妨げられるなど、調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、法5条4号ホに該当する。

#### ウ 研究上の試行錯誤の段階の情報の開示による不利益

事業成果情報は、検証・反証を経ていない生データや未検証の仮説を記載したものにすぎず、最終的な検証までに至っていない試行錯誤の段階のものである。例えば、高度複合病害抵抗性組換えイネの病害抵抗性検定に関する成果は、遺伝子組換えによる実用的な高度複合病害抵抗性イネ系統の育成を目指す研究全体の中の一部にすぎず、当該研究全体が試行錯誤の段階である。

このように、事業成果情報は調査研究の途中段階の情報であり、こうした試行錯誤の段階・過程を公にすることにより、研究者の持つ研究上のプライオリティ等は失われ、研究者の自由な発想、創意工夫、研究意欲が不当に妨げられるおそれがあるから、法5条4号ホに該当する。

#### エ 訴訟に関する重要な情報の開示による不利益

事業成果情報は、総じて、現在、新潟地方裁判所高田支部において係争中の隔離圃場栽培実験の中止を求める訴訟（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号事件）に関して、当法人の当事者としての手の内が示された重要な情報を含むものである。

そして、訴訟に関する重要な情報を開示した場合に当法人が被る不利益については「諮問理由説明書」の第3.3で詳述したとおりであり、これ

は法5条4号ニに該当するものである。

3) 該当条項

法第5条第4号ニ

法第5条第4号ホ

7 文書5の「ゲノム育種購入物品の規格について」の「組織名」

1) 情報の内容

この情報は、遺伝子組換え作物研究を実施している当法人の内部組織の名称に関する情報である。

2) 不開示の具体的理由

遺伝子組換え作物研究については、一部にこれに強硬に反対する者もあり、当法人においても、現実に、中央農研北陸研究センターにおいては、平成17年8月から平成19年3月にかけて同研究センターに対し「GM試験農場・GM研究施設を破壊する」旨の脅迫状が届き（平成18年1月30日、上越警察署は、当法人の告訴を受理し、刑事事件として立件され捜査が開始された。）、同研究センターの円滑な調査研究に支障を來した。

したがって、遺伝子組換え作物研究を実施する内部組織が特定されることにより、同様の脅迫や研究への直接の妨害などを受けるおそれがあり、調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、不開示とした。

3) 該当条項

法第5条第4号ホ

以上